

## 仕様書

### 1 件名

避難所開設・運営研修業務委託

### 2 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

### 3 履行場所

市指定場所（全回同一の体育館を予定）

### 4 目的

大規模災害に対応した、円滑な避難所開設及び運営ができる仕組みを構築する。本市の現状は、主に開設を想定している避難所50か所に対し、職員を配置しているが、災害の規模が大きければ大きいほど、職員の到着の遅れや被災等により、職員だけの避難所の開設や運営が困難となる。そこで、防災に係る地域の人的資源である防災士や自主防災組織のリーダーを対象に、避難所開設及び運営ノウハウを獲得する場を設け、突如として発生する災害に対し、職員と連携し避難所開設と運営が円滑に行うことができる環境を作る。

### 5 内容

対象は、地域の防災リーダー（防災士・自主防災組織の長）及び市職員とし、以下の情報・能力・体験機会等を与えるものです。なお、研修全体を通じて「住民等が主体的に指定避難所を運営できるよう（国 防災計画 p41）」、受講者の意識面での主体性構築を図るものとします。

次のアからオを踏まえ、詳細について市と協議し決定するものとします。

#### ア 避難所開設の意思決定

- ・避難所開設判断の目安となる防災情報の取得方法
- ・目視等で得た周囲の被災状況等を用いた避難所開設要否の判断方法

#### イ 開設決定後の準備行為

- ・市や避難所施設管理者との開設方針の共有方法
- ・避難施設の安全確認、使用可能施設（箇所）の特定方法
- ウ 開設時の受付作業
  - ・避難者受付業務の方法
  - ・安否確認情報の集約及び市災害対策本部への提供方法
- エ 開設避難所の環境整備
  - ・滞在場所レイアウトの方法
  - ・避難者への災害情報の提供方法
- オ 避難所運営委員会の概略説明と基礎的な運営行為の例示や体験
  - ・市災害対策本部（避難所担当職員）等との情報共有
  - ・食料の受入れや配布等の運営に当たり発生する作業
  - ・非常用トイレ等、運営に当たり発生する資機材の取り扱い体験
  - ・そのほか事例紹介や対応方法

## 6 研修実施に係る諸条件

- (1) 研修の実施時間は各回半日（3時間）程度とします。
- (2) 研修日程は熊谷市で設定した候補日・候補時間帯から選択し、市と協議のうえ決定することとします。
- (3) 研修内容の詳細については、熊谷市避難所開設・運営マニュアル等各種計画・マニュアルと整合するものとし、市と協議のうえ、地域の特性・実態を踏まえて決定します。なお、マニュアルの改訂等が生じた場合は併せて研修内容を変更するものとし、ます。
- (4) 市が所有する資機材を用いた実践的な体験ができる内容とします。手法については、資料映像視聴や組立操作の一部のみの体験、もしくは組立後の操作のみの体験にする等、限られた時間で効果の最大化を図るものとし、市と協議のうえ項目を決定することとします。
- (5) 訓練の回数・参加者数については、プロポーザルでの提案内容を踏まえ、市と協議のうえ決定するものとし、ます。目安として1回30名、10回の開催を見込んでいます。なお、聴講等希望者が出た場合についても、市と協議のうえ本来の研修内容に支障がない範囲で対応するものとし、ます。

- (6) 1回の研修内での班編成等は(5)の内容に応じ、市と協議のうえ決定するものとします。
- (7) 研修内で使用するスクリーン、プロジェクター、机、イス、資機材等の備品は市が用意することとし、以下のものは受注者が用意することとします。
- ア パソコン及び付属設備（ポインター等）
  - イ 研修参加者への配布用資料データ
  - ウ 配布用印刷物のうち、市で対応することが困難なもの（基本的には印刷・配布は市が行いますが、鮮明な印刷が必要なものや20ページを超える部分については受注者が用意するものとします。）
  - エ 研修内で使用する映像や物品のうち、受注者が所有するもの  
その他に必要な物品が生じた場合は、協議のうえ市と受注者のいずれかが用意することとします。

## 7 打合せ及び協議

本業務の打合せについては研修初回までに3回以上実施するものとします。これらの打合せ及び協議に当たっては、書面で議事録を発注者に提出するものとします。

## 8 研修参加者の募集

研修参加者の募集については、市が行うものとします。

## 9 研修実施報告書の提出

設定された全ての回の研修終了後2週間を目安に研修実施報告書を作成し、発注者に提出するものとします。

## 10 支払方法

業務完了後、受注者の請求に基づき完了払い（一括）で支払うものとします。

## 11 その他

この仕様書に定めのない事項については市と協議のうえ決定するものとします。